

2 給 水

2 給水契約

2-1 供給規程（水道条例）

基本事項

供給規程（法第14条）

水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

供給規程は、水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていなければならない。

条例第1条

この条例は、北九州市水道事業の給水についての料金、給水装置工事の費用負担その他の供給条件および給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

2-1-1 供給規程の性格

「供給規程」は、水道事業者と水道の需要者との給水契約の内容を示すものであり、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件を定めるものである。

供給規程に定める供給条件は、多数の取引を迅速かつ安全にするために定型的に定められるもので、いわゆる普通取引約款に相当する。一般に、契約は両当事者が対等の立場で締結するものであるが、給水契約に係る供給条件については、水道事業者が予め一方的にこれを定めることとされている。このように、一方が決める契約の内容に相手方が従うか従わないかの自由しか有しないような契約を、付合契約または付従契約という。水道事業は地域的独占の事業であり、多数の需要者と迅速かつ公平に契約を結び、かつ、需要者相互間の水道の利用関係について公平を期すためには、このような契約方式によることが適当と考えられている。

「水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない」とされている。このうち、「料金、給水装置工事の費用の負担区分」は、供給規程に必ず定めなければならないものであるが、「その他の供給条件」に関する供給規程の具体的内容は、水道事業者が当該水道事業の地域的社会的諸条件に応じて自主的に定めるものである。

2-1-2 供給規程の適合要件（責任区分等の適正・明確性）

給水契約が付合契約であるので、水道事業者と需要者、需要者相互間の公平を期すとともに、水道の利用関係から生ずる需要者の権利義務関係について予め具体的に定めるものである。

「水道事業者の責任に関する事項」とは、①給水区域、②料金、給水装置工事の費用等の徴収方法、③給水装置工事の施行方法、④給水装置の検査及び水質検査の方法、⑤給水の原則及び給水の制限や停止の場合の手続きなどであり、「需要者の責任に関する事

項」とは、①給水契約の申込みの手続き、②料金、給水装置工事の費用等の支払義務及びその支払遅延又は不払の場合の措置、③水道メータの設置場所の提供及び保管責任、④水道メータの賃貸料等の特別の費用分担を課する場合にあっては、その事項及び金額、⑤給水装置の設置又は変更の手続き、⑥給水装置の構造及び材質が法第16条の規定により定める基準に適合していない場合の措置、⑦給水装置の検査を拒んだ場合の措置、⑧給水装置の管理責任、⑨水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置などである（施行規則第12条の23）。「給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法」とは、給水装置の設置工事の際に個人の負担すべき工事費用の部分とその算出方法をいい、これらを予め定めておくことにより、需要者が申し込んだ際に需要者が不当な要求を受けることのないようにしたものである。ここに定めることを要するのは負担額そのものではなくて、その額の算出の方法である。

2-2 給水契約

基本事項

給水義務（法第15条）

1. 水道事業者は、事業計画に定める給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当の理由がなければ、これを拒んではならない。
2. 水道事業者は、当該水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならない。ただし、第40条第1項の規定による水の供給命令を受けたため、又は災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合には、給水区域の全部又は一部につきその間給水を停止することができる。この場合にはやむを得ない事情がある場合を除き、給水を停止しようとする区域及び期間をあらかじめ関係者に周知させる措置をとらなければならない。
3. 水道事業者は、当該水道により供給を受ける者が料金を支払わないとき、正当な理由なしに給水装置の検査を拒んだとき、その他正当な理由があるときは、前項本文の規定にかかわらず、その理由が継続する間、供給規程の定めるところにより、その者に対する給水を停止することができる。

給水の原則（条例第15条）

1. 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情または法令もしくはこの条例の規定による場合のほか制限または停止することはない。
2. 給水を制限または停止しようとするときは、その日時及び区域を定めてそのつどこれを予告する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
3. 給水の制限、停止、断水または漏水のため、損害があつても、市は、その責任を負わない。

給水の申込み（条例第16条）

1. 水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申込み、その承認を得なければならない。

2-2-1 給水契約

① 給水契約の性格

「給水契約」は、水道事業者が水道により常時水を供給する義務を負い、需要者がこの給付に対して料金の支払義務を負う有償双務契約である。水道事業は公益性の高い事業であるため、給水契約についても給水契約の申込みの受諾及び常時給水の義務等を定めて契約自由の原則に制約を加えている。

② 給水契約の成立

給水契約は、需要者の給水申込みと水道事業者のこれに対する承諾とによって成立し、一定の様式を必要としない（諾成不要式）契約である。

2-2-2 給水契約の受諾義務

① 給水契約の受諾

契約自由の原則は、当事者の自由な意思を尊重し、契約を締結するか否かの自由、契約の相手方を選択する自由、契約内容をいかに定めるかの自由を含むとされているが、給水契約のような付合契約においては、需要者は契約を締結するか否かの自由のみを有するにすぎない。

水道事業者は、供給規程に反しないものである限り、申込み者の使用水量の多少、用途、信条、社会的地位に関わりなく給水契約を締結しなければならない。

なお、給水装置の設置工事の申込みについても、正当な理由がなければ、水道事業者は拒み得ないとされている。

② 給水の拒否

本項の給水義務を解除する「正当の理由」とは、水道事業者の正常な企業努力にもかかわらずその責に帰することのできない理由により給水契約の申込みを拒否せざるを得ない場合に限られる。

正当な理由の主なもの

ア．給水区域外からの申込み

イ．配水管未布設地区からの申込み（申込み者が自己負担で配水管を設置し給水を申込む場合についてはこの限りではない）

ウ．正常な企業努力にもかかわらず、水量が著しく不足する一定期間

③ 常時給水

水道事業者は、給水契約の成立した水道利用者に対して常時水を供給する義務を負う。「常時給水」とは、需要者の欲するところにより常時水を供給することをいう。これは、電気、ガスと同じく、水が日常生活に必要不可欠であり、不断に提供される必要があるからである。ただし、水道用水の緊急応援命令（法第40条）を受けたため水量が不足したり、又は災害その他正当な理由があつて止むを得ないときはこの限りでない。

④ 常時給水義務の解除

常時給水の義務を解除する「正当の理由」とは、給水の停止が、異常渇水によるもののほか災害、停電等による施設の破損、動力の使用不能又は水道管の破裂等水道事業者に起因しない理由による場合と、水道施設の拡張、改良、補修等水道事業者に起

因する場合とがある。これらの場合のうち、突然の停電、災害等による事故発生等水道事業者の意思に反して給水が停止される場合を除き、原因を問わず、水道事業者の意思により給水を停止しようとする場合は、給水を停止する区域及び期間を予め関係者に適切な方法で周知させなければならない。

⑤ 給水の停止

給水停止は、水道利用者に料金不払い、給水装置の検査拒否その他その責に帰すべき事由があるときは、水道事業者は、その者に対する給水義務の履行を拒むことができる。これは、広い意味での同時履行の抗弁権といわれるもので、給水契約が有償、双務、継続的供給の関係にあることに着目して認められたものである。したがって、給水停止は、給水契約を解除するものではなく、給水を停止することができる事由が解消すれば直ちに給水を開始しなければならない。

⑥ 給水停止の事由

ア 料金不払い

水道事業は水道料金収入を主たる経営財源とする企業であるので、料金を支払わない者に対し給水を継続することは事業の収支の均衡を失うことになるから、かかる者に対し、給水の継続を中止することは、衡平の法理に照らし当然のこととされている。

イ 給水装置の検査拒否

給水装置による水の汚染等を防止するために、水質及び水圧の適正な管理を確保し、一般の需要者への被害を未然に防止する目的から、給水装置の構造、材質等が不適切な場合には、供給する水の水質に影響を及ぼし、又は他の需要者の利用に支障を与えるおそれがあるので、給水装置が一定の基準に適合していること及びそのために必要な検査を受忍することを水の供給と交換的に履行させることとしたものである。検査を拒む正当な理由とは、身分証明書の不携帯等法第17条の規定する検査の要件を欠くような場合である。

ウ その他の正当な理由

「その他正当な理由」とは、給水装置の使用が不適切で、再三の警告にもかかわらずこれを改めず、他の需要者に悪影響を及ぼすおそれのある場合、水道メータの検針を拒み又は妨げた場合等である。

2-2-3 供給規程に定める給水拒否及び給水停止

基本事項

給水装置の基準違反に対する措置（条例第40条の2）

1. 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第56条に規定する基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。
2. 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、管理者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、省令第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が政令第56条に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

給水の停止（条例第41条）

管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対して、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

- （1）水道の利用者が、第8条の工事費、第21条第4項の修繕その他必要な処置に要する費用又は第28条の料金を指定期限内に納入しないとき。
- （2）水道の利用者が、正当な理由がなく、第30条の規定による使用水量の計量又は第39条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。
- （3）水道の利用者が、水道の使用をやめたと認められるとき。
- （4）給水装置を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発しても、なお、これを改めないとき。

法第16条において、給水装置からの水の汚染を防止する等の観点から、給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していないときは、供給規程に定めるところにより給水契約の申し込みを拒み、又は給水を停止できることを規定している。

水道事業者は、水質基準に適合する水を常時安定して供給する義務がある。また、給水装置は、供給規程に定めるところにより管理されるものである。水道事業者は、給水装置から常時、水質基準に適合した水を安定的に供給する義務を負っており、そのためには、給水装置からの水の汚染を防止する等の措置が講じられていることが必要である。このため、法第16条において「給水装置の構造及び材質の基準」を政令で定め、これに適合しない場合には、供給規定の定めるところにより「その給水装置による給水を拒み」、又は「給水を停止することができる」とされている。